欧州連合（EU）、外国訴訟差止命令に関する世界貿易機構（WTO）紛争解決手続きのパネル報告書に対する仲裁の結果を公表

２０２５年８月６日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州連合（EU）は、2025 年 7 月 22 日、WTO の上級委員会の代わりとなる多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）による仲裁の結果を公表した。EU は、中国の anti-suit injunctions（外国訴訟差止命令）に関して WTO に提訴したが、今年 4 月のパネル報告書では EU の主張の大部分が退けられたため、MPIA に上訴していた。

１．仲裁の結論

特に TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文の解釈を誤ったことを理由に、パネル報告書の結論を覆し、外国訴訟差止命令が TRIPS 協定違反であることを示した。

（１）TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文について【義務及び性質】

a. 前提

パネルは、TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文について、加盟国に対し、TRIPS 協定の規定を自国の国内法制度の範囲内で実施することを義務付けているものであって、TRIPS 協定の趣旨・目的や、他の WTO 加盟国による実施に関連する追加的な義務を含んでいると結論付ける根拠はない、と判示していた（段落 4.45）。

b. パネルの判断の誤りについて

TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文に規定される「実施する」義務とは、TRIPS 協定の規定が発効し、かつ、実現されることを確保するために必要な措置を講じることを含めて加盟国が TRIPS 協定の規定を継続的に積極的に実施することを意味する（段落 4.56）。TRIPS 協定の運用は、すべての加盟国に対し、TRIPS 協定における知的財産権の保護及び実施に関する最低基準に相当する私権を自国の国内法において実施及び運用することを義務付けることによって実現される（段落 4.65）。

TRIPS 協定第 7 条は、知的財産権の保護及び実施が、権利者と実施者の双方の利益に資するよう、権利と義務のバランスに資するものであることを求めている（段落 4.69）。

加盟国によって、他の加盟国の知的財産権の保護を阻害することが、TRIPS 協定上認められるとするなら、自国領域において知的財産権の効果的かつ適切な保護を提供する国内制度は機能しなくなる。また、加盟国が他の加盟国の自国領域での知的財産権の行使を妨害した場合、第 7 条に規定される権利と義務のバランスは崩れる（段落 4.70）。そのような他の加盟国による権利保護の阻害行為や権利行使の妨害行為は、TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文に規定される「実施する」という要件に合致しない（段落 4.71）。

したがって、パネルの判断には TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文の「実施する」という文

言の解釈において誤りがある。TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文の規定により、それぞれの加盟国は、他の加盟国領域で実施している知的財産権の保護及び実施の制度の機能を阻害することなく、同協定の義務を「実施する」ことが求められる（段落 4.75）。

（２）TRIPS 協定第 28 条(1)について【排他的権利】

TRIPS 協定第 28 条(1)を、上記(1)で議論した TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文とあわせて読むと、この条文は、加盟国が他の加盟国にて付与された排他的権利を権利者が行使する能力を阻害しないこと、つまり、権利者の同意を得ていない第三者が特許製品の製造、使用、販売の申し出、販売、又は輸入を行うことを防止することを求めている（段落 4.86）。

他の加盟国の領域での知的財産権の保護及び実施を妨げることの意味は、規定だけでなく、具体的な状況も考慮されるべきである（段落 4.93）。TRIPS 協定第 28 条(1)に基づく SEP 保有者の排他的権利の行使は、FRAND 条件で SEP をライセンスするという宣言に基づいて実施される。この FRAND 条件の約束は、SEP 権利者と SEP 実施者の権利と利益のバランスを取ることを目的としている。したがって、SEP 権利者が FRAND 条件に従って SEP をライセンスすることを約束していることに対し、外国訴訟差止命令が、SEP 権利者がその領域内で付与された特許に基づき、規定に則って加盟国から付与された排他的権利を行使することを妨げることは、他の加盟国が TRIPS 協定第 28 条(1)を実施することを阻害することになる（段落 4.95）。外国訴訟差止命令によって、中国の裁判所は SEP 訴訟において実施者の要請に応じて様々な禁止措置を課す権限が与えられており、これは累積日額罰金を課すことで執行可能であることは、TRIPS 協定第 28 条(1)によって権利者が（中国以外で）与えられた排他的権利を妨害する一連の行為を確立している（段落 4.107）。

したがって、パネルの判断を覆し、中国の外国訴訟差止命令は、TRIPS 協定第 28 条(1)及び TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文に違反していると判断する（段落 4.108-109）。

（３）TRIPS 協定第 28 条(2)について【譲渡、移転、実施許諾契約】

TRIPS 協定第 28 条(2)を、上記(1)で議論した TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文とあわせて読むと、この条文は、加盟国が他の加盟国にて付与されたライセンス契約を締結する権利を行使する権利者の能力を阻害しないことを求めている（段落 4.123）。

TRIPS 協定第 28 条(2)は、権利者がライセンス契約を締結するまでの権利を規定している（段落 4.127）。そして、ライセンス契約が締結されたという事実だけで権利を履行できたのではなく、加盟国の措置の影響により、締結されたライセンス契約の条項が権利者の意義のある権利行使を反映しないものとなった場合、TRIPS 協定第 28 条(2)に基づく権利が履行されたとはいえない（段落 4.128）。

外国訴訟差止命令がライセンス契約を締結する権利と矛盾するかは、外国訴訟差止命令が SEP 権利者と SEP 実施者の交渉プロセスを阻害するかどうかによる（段落 4.155）。SEP 実施者が外国訴訟差止命令を利用できることは、SEP 保有者の交渉上の立場を根本的に変えるものである。SEP 実施者が権利侵害とそれに伴う法的結果を回避するために、ライセ

ンス契約を締結するというインセンティブが失われることとなる（段落 4.158）。ライセンス交渉の主要なインセンティブが失われた結果、SEP 権利者は中国で訴訟に直面する可能性にさらされ、他の国では SEP を権利行使することができず、累積日額罰金のリスクにさらされることになる（段落 4.161）。SEP 権利者と SEP 実施者とが FRAND 条件について誠実に交渉を行うことを妨げるものであってはならないが、外国訴訟差止命令は、SEP 実施者の要請により、SEP 権利者の FRAND 条件でライセンス契約を締結する権利が一切考慮されずに取得されるものである（段落 4.162）。

したがって、パネルの判断を覆し、中国の外国訴訟差止命令の政策が TRIPS 協定第 28 条(2)及び TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文に違反していると判断する（段落 4.165-166）。

（４）TRIPS 協定第 44 条(1)【差止命令】

TRIPS 協定第 44 条(1)は、「司法当局」の権限について規定されており、外国訴訟差止命令は他の加盟国の司法当局の権限に影響を及ぼすものではない（段落 4.174）。

したがって、パネルの判断を支持し、外国訴訟差止命令が TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文とあわせて読んだ TRIPS 協定第 44 条(1)に違反していることは証明されていない（段落 4.176）。

（５）TRIPS 協定第 41 条(1)【知的所有権の行使/一般的義務】

TRIPS 協定第 3 部（第 41-60 条）に規定されている執行手続は、権利者又は政府によって、侵害を阻止、防止、抑止、又は、救済することを求めている（段落 4.188）。

中国における SEP 訴訟は実施者によって提起されたものであり、外国訴訟差止命令は侵害に対するものでもないから、外国訴訟差止命令は TRIPS 協定第 3 部に規定されているような執行手続ではない（段落 4.190）。

したがって、パネルの判断を支持し、TRIPS 協定第 41 条(1)に規定された義務は外国訴訟差止命令には適用されない（段落 4.197）。

（６）TRIPS 協定第 63 条(1)【透明性の確保】

TRIPS 協定第 63 条(1)には、「一般に適用される」行政上の決定が公表されなければならないことが規定されている（段落 4.209-4.210）。司法の最終決定が将来的な事案に適用される原則又は基準を確立又は改定する場合には、「一般に適用される」という基準に当てはまる（段落 4.213）。既存の規定を新たな事実関係に適用できると判断する決定や、新たな境地を開く決定は、原則又は基準の見直しに相当する（段落 4.216）。さらに、「一般に適用される行政上の決定」の意味は、その文書の内容と実質に照らして評価されるべきである（段落 4.220）。

Xiaomi v. InterDigital 事件について、外国訴訟差止命令のグローバルな適用と、裁判所が依拠した法的根拠は、法の適用に関する新たな理解を生み出すものであり、中国の法令からも司法実務からも明らかではない新たな法的結論に達したものである（段落 4.227）。

したがって、パネルの判断を支持し、Xiaomi v. InterDigital 事件は、TRIPS 協定第 63 条(1)に規定された一般的に適用される行政上の決定である（つまり、中国の裁判所は、公表しなければならなかった）（段落 4.234）。

２．仲裁の結果

中国は、仲裁で示された内容に従い、TRIPS 協定に違反するとされる措置を TRIPS 協定に適合させるように MPIA から勧告されたこととなった（段落 5.2）。

＜参考：TRIPS 協定＞

第 1 条　義務の性質及び範囲

(1) 加盟国は,この協定を実施する。加盟国は,この協定の規定に反さないことを条件として,この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが,そのような義務を負わない。加盟国は,国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

(2)～(3) 略

第 28 条　与えられる権利

(1) 特許は,特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合には,特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産,使用,販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利(注)

(注)

輸入を防止する権利は,物品の使用,販売,輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

(b) 特許の対象が方法である場合には,特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用,販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

(2) 特許権者は,また,特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

第 41 条

(1) 加盟国は,この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするため,当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は,正当な貿易の新たな障害となることを回避し,かつ,濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

(2)～(5) 略

第 44 条　差止命令

(1) 司法当局は,当事者に対し,知的所有権を侵害しないこと,特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する。加盟国は,保護の対象であって,その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては,当該権限を与える義務を負わない。

(2) 略

第 63 条　透明性の確保

(1) この協定が対象とする事項(知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止)に関し加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は、公表が実際的でない場合には、公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

(2) 略

(3) 各加盟国は,他の加盟国からの書面による要請に応じて、(1)に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は、知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信じるに足りる理由を有する場合には、当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは 2 国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

(4) 略

－仲裁の内容等は、以下参照 －

（仲裁の内容）

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/611arb25_e.pdf

（WTO のニュースリリース）

https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/ds611arb25_21jul25_e.htm

（EU のニュースリリース）

https://policy.trade.ec.europa.eu/news/wto-appeal-arbitrator-finds-china-wrong-restrict-intellectual-property-rights-dispute-brought-eu-2025-07-22_en

－ 本訴訟に関連する過去の欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- 欧州連合（EU）、外国訴訟差止命令に関する WTO 紛争解決手続きのパネル報告書の公表及び欧州連合による控訴（2025 年 5 月 12 日）（PDF）
- 欧州連合（EU）、EU のハイテク分野を保護するため中国を WTO に提訴（2022 年 2 月 18 日）（PDF）

（以上）